

近衛府と競馬

齋藤 拓海

【キーワード】近衛府、競馬、私的動員、摂関家

はじめに

平安時代の近衛府について、従来は笹山晴生氏が、九世紀末から一〇世紀初頭に近衛府は天皇の警衛などの本来の軍事的機能を「喪失」して勅使・儀式参列や馬芸・射芸・楽舞などの芸能を奉仕する存在となり、本来は末梢的な任務であった芸能の機能が拡大していったと位置づけたのが通説化していた。¹⁾ こうした近衛府の軍事的衰退を強調する通説に対して下向井龍彦氏は、近衛府の儀礼機能への専門化は九世紀に進行する国家儀礼の転換に対応した衛府制度の再編成の所産であるとし、儀礼論の視角から一〇世紀以降の近衛府を宮廷儀礼演出機関として捉え直す必要があることを指摘した。²⁾ これを受けて鳥谷智文氏が儀礼演出機関としての近衛府の運営について具体的な検討をおこなった。³⁾ 下向井氏や鳥谷氏は儀礼演出機関となった近衛府が催す射芸・馬芸などを娯楽・「見せ物」として捉えてその機能を、天皇と公卿・殿上人との飲食を伴う娯楽的・余興的

儀礼において、観客である彼らを楽しませて天皇と殿上人との一体感を高め、宮廷社会での天皇と殿上人の恩寵にもとづく臣従関係を再確認する場を演出することであったとする。

高橋昌明氏は近衛府の武芸のこうした評価を批判し、下向井氏や鳥谷氏の評価は近衛官人の武芸に対する消極評価であり、現代の武力を基準にした見方であるとした。そして貴族社会の価値理念や秩序を目に見える形で表現する儀礼や年中行事の中で、近衛府の武芸が現実政治の一端を担っていたとし、例として辟邪の機能を挙げている。⁴⁾

しかし、まさに儀礼や年中行事の中で一定の役割を担っていたのが、娯楽・「見せ物」としての近衛府の武芸である。下向井氏や鳥谷氏は決して近衛府の武芸を消極的に評価しているわけではなく、娯楽としての武芸の意味を積極的に追求する必要を論じたといえる。高橋氏が言う辟邪の機能と同様に娯楽・「見せ物」としての武芸も現実政治の一端を担っていたのである。

本稿は、下向井氏・鳥谷氏の視点を継承し、近衛府を宮廷儀礼演出機関として捉え、その中に娯楽・「見せ物」としての近衛府の芸能を位置づけたい。近衛府の代表的な芸能のひとつとして本稿では競馬をとりあげる。競馬は様々な場面でおこなわれ、貴族の日記にもしばしば詳細な記述があり、先行研究でもとりあげられている。

宮廷儀礼としては五月五日節におこなわれる競馬について大日方克巳氏がとりあげており、五日・六日に近衛官人が騎乗したが、一〇世紀以降、節会が停止されて臨時競馬や騎射手結に分解したとした。⁵⁾

その後におこなわれた種々の臨時競馬については中込律子氏が撰関家と馬との関係を述べる中で考察した。⁶⁾ 中込氏は天皇行幸、院御幸、撰関家私邸競馬などをとりあげ、競馬の主催者が天皇から撰関家へ、さらに院へ移行していくとした。また、宇治離宮祭、城南寺祭などをとりあげ、競馬の担い手が近衛官人から武士に広がったこと、競馬が宗教的・軍事的色彩が帯びていったことを指摘した。

宇治離宮祭・城南寺祭・新日吉小五月会・鶴岡八幡宮放生会の競馬については鶴田泉氏が流鏝馬を論じる中で言及しており、武士の競馬については祭礼の京風化としてとらえた。⁷⁾ 鶴岡八幡宮放生会の競馬については高橋昌明氏も同じく祭礼の京風化としてとらえた。⁸⁾ 諸国一宮祭祀でおこなわれる競馬については河音能平氏が流鏝馬と並ぶ国内武士の軍事的デモンストレーションとした。⁹⁾

これらの競馬には、近衛官人が乗尻を勤めるものと在地住人や武

士が乗尻を勤めるものがあつた。武士や在地住人が勤める競馬について行事の京風化や近衛官人の競馬との関係性を指摘する研究がある一方で、諸国一宮祭祀の競馬は武士の「軍事的デモンストレーション」とする研究もあり、競馬の評価は定まっていない。こうした背景として近衛官人の競馬そのものの評価が必ずしも定まっていないことがある。先行研究には競馬が次第の一環として催される儀式・祭礼の研究はあるが、競馬そのものを扱った研究は乏しく、また、その主催者の院や撰関家に焦点を当てた研究は多いが、近衛府そのものに焦点を当てた競馬の研究は乏しい。競馬は相撲や騎射と並ぶ近衛府が関与する重要行事であり、競馬の運営形態や披露される馬芸の考察から競馬の主催者たる諸権門との関係性や近衛府の武芸の性格などが明らかにできると思われる。本稿では競馬の運営形態に焦点をあて官司としての近衛府が競馬の運営にどの様に関与していたかを主に撰関・院政期の史料から考察する。¹⁰⁾ 平安時代の主な競馬として天皇行幸、院御幸、撰関家私邸競馬をとりあげ、それらの運営形態と経費・物品の調達に注目する。競馬の事前準備や当日の運営に近衛府がどの様な形で関与しているのか、経費・物品の調達に近衛府の関与は見られるのかといった点を考察し、競馬と官司としての近衛府との関係性を見ていきたい。

以下、史料引用に際しては旧字を新字とし、省略部分を（前略）（中略）（後略）、割書部分を（～）であらわすことにする。

一、天皇行幸競馬

撰関期には藤原道長が自邸に天皇行幸をあおいで度々競馬を催した。これについては中込論文に詳しい。中込論文によると行幸競馬の儀式次第・運営形態は次の通りであった。

- ① 天皇撰関邸到着・寝殿着御。
- ② 道長、天皇に馬一〇匹を貢進。左右馬寮に分配。
- ③ 天皇、馬場殿に腰輿で着御。この間、船楽と庭で舞楽。
- ④ 公卿を召す。内侍から左中将に告げられ、公卿が幄に着す。
- ⑤ 馬寮奏(競馬奏)が馬頭から近衛大将を経て天皇に奏上される。
- ⑥ 馬出勅使・標勅使を決定し、持ち場に着くよう命じる。
- ⑦ 競馬十番(多くは七番)。この間に膳を供す。
- ⑧ 天皇寝殿に移動。玉卿寝殿に参上し、饗が催される。御遊が催される。
- 諸司・諸衛・女官に給禄。
- 勸賞がおこなわれる(撰関家子息や家司の昇叙)。
- 道長から天皇に贈り物。

⑨ 天皇帰還。

行幸競馬の運営については、上卿・弁・史から成る行事所が置かれ、運営の中心となった。馬出勅使、標勅使は弁・少納言・侍従から選ばれた。馬寮作成の馬奏、衛府作成の乗尻交名を近衛大将が奏上し、馬は道長が献上し、馬寮に分配されたものであった。饗饌は

大膳職などの所々が準備した。中込氏は、近衛府が競馬の準備に關与していたことを指摘しており、鳥谷氏は近衛府が臨時の行事担当部署である「所」を編成し、乗尻・東遊の選定、競馬の練習など行事の準備・運営にあたっていたとしている。

具体的に長和二(一〇一三年)の例を見よう。この時の準備過程は右近衛大将である藤原実資が日記に記している。舞楽や騎射の準備過程も記述されているが、とりあえず競馬の関連記事のみをあげる。

まず、八月二七日、九月一六日の行幸で競馬・騎射が行われることが右大将実資に伝えられ、近衛府で乗尻と射手の選定、内競馬の実施が命じられた。¹¹⁾ 九月七日、実資は行幸日の競馬について年預中将源雅通に連絡した。¹²⁾ 九日、雅通が実資を訪れ、「競馬事」を協議した。¹³⁾ その中で雅通は競馬の乗尻が二人不足しており、補充が必要であろうことを報告しており、実資は乗尻の欠員補充を命じ、乗尻夾名を作成して天皇の決裁を請うよう命じた。また、「競馬騎者打懸尽以破損」と近衛府が保管していた乗尻の着用する打懸が破損しており、左大臣藤原道長に申請して打懸を借用するよう実資が雅通に命じていたが、雅通が道長が了解した旨をこの日に実資に伝えられた。なお「先年同用二件装束」と去年も同じ乗尻装束を用いたとされている。一〇日、近衛将らが馬場に着し、競馬の予行演習をおこなったことが実資に報告された。¹⁴⁾ 一三日、¹⁵⁾ 乗尻二人の欠員について身人部保武と下毛野安行を補充することが雅通から実資に提案さ

れ、これを了承した。また、実資は雅通に御馬御覧の日に理由無くして欠席した乗尻は交替させるよう命じている。この日には左大臣邸の馬場で事前練習の競馬がおこなわれており、実資も見物した。一六日の行幸競馬本番が終わった二二日には行幸に欠勤した近衛官人・乗尻の処罰を命じた。¹⁶⁾

この様に近衛府は行幸競馬の準備として乗尻の選定、乗尻装束の準備、予行演習の実施、欠勤者の処罰をおこなっていた。欠勤者処罰をするためには勤務状況を把握している必要がある、乗尻など行幸に参列する近衛官人の催促もおこなっていたであろう。競馬の念人の選定に近衛府が関与したという記事は見えないが、後述する院御幸競馬では近衛府が念人夾名を奏上しており、行幸競馬の念人選定の基礎資料を近衛府が作成した可能性はある。こうした実務は基本的に年預中将以下の近衛府政所が担い、大将の判断が必要な場合に大将が決裁していた。¹⁷⁾

前述した様に、長和二（一〇一三）年の行幸では近衛府保管の乗尻装束は破損しており、行幸先の左大臣道長に申請して借用した。翌長和三（一〇一四）年の行幸競馬に際してもやはり近衛府の打懸は破損しており、またも道長に借用する様に年預中将源雅通に命じた。

これに道長は「府可レ調打懸者」と近衛府で打懸を新調する様に答えたが、実資は期日が近いので今から新調するのは無理だとして道長の了解を取り付けた。¹⁸⁾ 行幸当日には「左右乗尻打懸・袴・移鞍・鞆用左大臣家」とされ、打懸だけでなく袴・鞍・鞆など乗尻装束・

用具全般を道長から借用していたことがわかる。近衛府は競馬に際して長和元（一〇一二年）から三年まで三年連続で道長家の乗尻装束を借用していたことになる。しかし、長和三（一〇一四）年に道長が近衛府で乗尻装束を新調するよう命じたことからわかる様に本来は、近衛府の乗尻装束を修理・新調しながら使用することになってきたようである。『延喜右近衛府式』では近衛府の装束を三年に一回、新調することになっていた。装束料は大藏省・内藏寮に申請する規定となっている。道長が命じた近衛府での装束新調は『延喜式』の規定に則ったものだろう。

長和三（一〇一四）年の行幸競馬では、近衛府が舞楽用の装束を「競馬騎者料」として貸し出している事例が見られる。²⁰⁾ 本来の乗尻装束は破損して使えないため、舞楽用の装束を貸し出したものである。貸し出し先はおそらく乗尻となる随身の主人であり、乗尻が随身の場合は主人が装束を用意する場合があったことがわかる。もちろん随身の主人が自腹を切って乗尻装束を調達する場合もあったろう。行幸競馬の乗尻装束は、乗尻が随身の場合はその主人が準備し、それ以外の近衛官人の場合に近衛府の装束が用いられたと考えられる。

行幸の饗饌準備について長和三（一〇一四）年の事例では、「朱雀院例」を先例として「大膳・内藏寮・穀倉院・官厨・侍従厨等」が奉仕するとされている。²¹⁾ これらは他行事の饗饌準備にも登場しており、関係官司が総動員されていることがわかる。

前述の様に競馬で出走する馬は道長から献上される場合があった。ただし留意すべきはこれらの馬が馬寮に分配され、馬寮の馬として扱われていることである。馬鞍や平張など競馬関係用具にも同じ様子が見られる。長和三(一〇一四)年の事例では、馬寮御監の藤原実資が馬寮官人に「馬鞍・平張等」をこれまた道長の左大臣家に申請して借用しよう命じていた。「去年用「左府」とある様に長和二(一〇一三)年も道長より借用していたようだ。道長家の家政機関が準備するのではなく、あくまでも馬寮が借用する形式をとっていたのである。前述の近衛府の乗尻装束の事例とあわせて考えるとこれも本来は馬寮保管の馬鞍・平張などを用いることになっていたと考えられる。

乗尻装束・馬・馬具のいずれも長和の事例で実際に使用されたのは道長家の所有物であったが、近衛府・馬寮が道長から借用するという形式をとっていた。これは本来は行幸の迎接側が用意すべきものではなく、近衛府・馬寮などの行事担当官司が用意すべきであったことを示している。その財源は国家財政からの支出であった。また、饗饌の準備は大膳職、内藏寮、穀倉院、太政官厨家、侍従厨など関係官司が総動員されておこなわれていた。もちろんこれらは競馬のみならず、行幸全体の饗饌であるが、競馬に従事する近衛官人の饗饌もこれと同様にその経費は国家財政から支出されたと見て良いと思われる。

以上、述べた様に天皇行幸競馬の場合、行事所のもとに国家機構

が動員されて準備がおこなわれた。近衛府は大将のもとで官司機構として運営に従事した。競馬に用いられる必要物品・食料費は基本的には国家財政からの支出で賄われた。

二、院御幸競馬

院政期に入ると院御幸で競馬が催された。また、院権力と関係の深い祭祀である城南寺祭・新日吉小五月会で競馬が催された。これら院主催の競馬について運営形態・物品調達方式などを見ていこう。院御幸競馬の次第を見てみると、天皇行幸競馬と変わらない詳細な場合と簡略化された院の内競馬の場合とがある。顕著な相違は近衛大将による競馬奏に見られ、内競馬の場合はこの競馬奏が簡略化されていた。

行幸競馬と同様の競馬奏は『猪隈関白記』建仁二(一一〇二)年三月二六日条に見える。この日は後鳥羽院の石清水八幡宮御幸であり、競馬奏では毛付奏・乗尻夾名が馬允から近衛次将、そして近衛大将に手渡され、大将から後鳥羽院に奏上された。『殿曆』康和四(一一〇二)年閏五月一日条の鳥羽殿競馬の記事にも同様の形式が見えるので、院政期の院御幸競馬からこのような形の競馬奏がおこなわれていたと考えられる。康和四(一一〇二)年には、行幸上卿・宰相の存在が確認でき、²³⁾上卿以下で編成される行事所が運営に従事していたことがわかる。院御幸競馬に天皇行幸と同様の行事所が存在する場合、競馬奏も行幸と同じ形式でおこなわれたのであろう。

院の内競馬の様子は後鳥羽院の石清水御幸競馬の予行演習記事である『猪隈閔白記』建仁二（一一二一）二年三月二四日条に見える。ここでは院司が乗尻夾名を左右近衛次将に下した様子が見えるだけで近衛大将や馬寮官人は次第に関与していない。乗尻夾名のやりとりは近衛次将と院司だけでおこなわれており、前述の二六日条と比較して内競馬では競馬奏の次第が簡略化されていることがわかる。『中右記』寛治四（一一九〇）年四月一五日条にも同様の形式が見え、内競馬では院政期から競馬奏の次第が簡略化されていたことがわかる。なお内競馬には上卿以下の行事所は確認できない。³¹⁾

この簡略化された次第は院の主催する祭礼とされる城南寺祭・新日吉小五月会にも見える。²⁵⁾これらの祭礼は前者は鳥羽殿馬場殿・城南宮、後者は新日吉社で催されるが、院がこれらの祭礼空間に御幸して内競馬の形式で競馬を催したのだと解釈することができる。城南寺祭・新日吉小五月会の競馬は広い意味で院御幸競馬と捉えて良いと思われる。城南寺祭・新日吉小五月会の運営形態や財源については詳細な記事が残っており、院御幸競馬全般に応用することができる。

まず、城南寺祭の運営形態・物品調達方式について見ておこう。城南寺祭については以前、検討したので詳細はそちらに譲って概要だけ以下に述べる。

城南寺祭は院御所である鳥羽殿の鎮守城南寺の祭礼である。競馬は鳥羽殿の馬場殿で神輿を前にして催され、院隨身ら近衛官人が乗

尻を勤めた。その運営の中心は院庁であり、院執事が院主典代以下の庁官を率いて運営に従事した。院庁のもとで院司の左右近衛次将がそれぞれ左右競馬行事となった（以下行事将とする）。行事将は競馬に参列する念人の催促、乗尻装束・酒肴料の諸国所課をおこなった。受領から行事将に送られた乗尻装束・酒肴料は院庁に送られ、装束は乗尻に分配された。受領からの料物送付が期日に合わなかった場合、行事将から未納受領リストが院庁に送られ、院庁から受領に納入の催促がおこなわれた。競馬に出走する馬は院御厩と諸国受領から集められた。祭礼の直前には院司と乗尻によって馬の試走がおこなわれた。乗尻の召集は院執事が行事担当の近衛官人（以下行事官人）に命じておこなった。²⁷⁾乗尻への装束分配は彼ら行事官人を通じてなされている。競馬の埒は衛門府が柴を調達して近衛府が設営したが、近衛府の担当者は府の実務を担う近衛府庁頭であった。²⁸⁾当日は行事将が前述の様に院司から乗尻夾名を下され、競馬の開始を乗尻たちに命じた。

城南寺祭の競馬では行事将―行事官人―庁頭という近衛府の指揮系統が機能しており、院庁のもと近衛府が官司として組織的に運営に従事していたことがうかがえる。行事将が念人催促・諸国所課をおこなうための前例資料や行事官人が乗尻を召集するための参考資料は近衛府に所蔵されていたのであろう。また、乗尻装束・酒肴・馬は諸国から集められていた。この諸国所課は国家財政からの支出である可能性が高く、近衛府が競馬を運営するための経費は国家財

政から捻出されていたといえる。城南寺祭競馬は院権力が国家機構と国家財政を動員しておこなっていたのである。³⁰⁾

次に新日吉小五月会の競馬の場合を見よう。新日吉小五月会競馬の運営の様相は『葉黄記』宝治元(一二四七)年五月九日条、『実躬卿記』の「弘安九年新日吉小五月会競馬奉行記」に詳しい。詳細な検討は別稿に譲り、概要を述べると新日吉小五月会の競馬運営は基本的に城南寺祭の場合と同じである。院庁では院執権―奉行院司―奉行主典代のもとで庁官が運営に従事し、近衛府は行事将が競馬の運営を担当した。行事将は念人の分配、乗尻装束料・酒肴料の諸国所課、馬の試走、太鼓・鉦鼓の実検をおこなった。鎌倉期には諸国所課の国は固定されており、先例にのっとり御教書で料物を徴収していた。行事将は庁頭から注進された念人・乗尻夾名、諸国所課目録を院奏し、院に報告した。こうした文書のもととなる先例は近衛府に蓄積されていたのであろう。庁頭の作成するこれらの夾名・目録を元に行事将による競馬運営がおこなわれていたのである。新日吉小五月会競馬も城南寺祭と同様に院権力が国家機構と国家財政を動員して運営していた。

院御幸競馬の運営形態・財源も城南寺祭・新日吉小五月会と共通していたと思われる。院庁のもと、近衛府が組織的に競馬の運営をおこない、必要経費・物品は国家財政から支出された。院の催す競馬は国家機構・国家財政を駆使しておこなわれたのである。

三、摂関家私邸競馬

中込氏は摂関家の私邸競馬についても論じている。中込氏によると、そもそも一般の公卿の邸宅で競馬が催されることはほとんど無く、摂関家私邸競馬には特権的な意味合いがあった。摂関家私邸競馬の先駆けは藤原実頼・兼家だが、頻繁になかば公然とおこなうようになったのは道長であった。『小右記』の記主藤原実資は道長が近衛官人に乗尻を勤めさせたことを批判したが、度々非公式の競馬をおこなうことで貴族社会に通例のこととして受け取られるようになっていった。院政期にも師実・忠実によって高陽院競馬として続けられたが、院が頻繁に競馬を催すにつれて摂関家の競馬は宇治離宮祭のそれに移っていった。

蔵人頭による方人・出馬定、前摂政道長による毛付文披見などがおこなわれた事例もあり、これは天皇の行事を摂関家が代替するという性格があったとされている。こうした摂関家私邸での競馬は家政機関を基礎として家司によって運営され、乗尻のほとんどが摂関家や参列公卿の隨身であった。公卿らは朝儀の正装である束帯ではなく、直衣・狩衣で参列する者も多く、朝儀の代替との意識は希薄であった。摂関家私邸競馬は摂関家の儀式として整備されていた。

この様に摂関家私邸競馬には、天皇の催す公事としての競馬の代替という要素と摂関家の儀式という要素の双方が中込氏によって指摘されている。乗尻となる近衛官人を「道長は官人組織の頂点にあ

る者として動員しえた」とされるのは前者の評価と、運営が家政機関中心であったとされるのは後者の評価と関連している。これでは摂関が国家機構を公事ではない自らの儀式に動員しえたことになる。³¹⁾

前述したように天皇・院は国家機構動員・国家財政支出によって競馬を催した。国家機構を動かすためには、国家財政からその経費を支出する必要があった。摂関家私邸競馬が天皇の催す公事としての競馬の代替であり、摂関家が自らの儀式に国家機構を「官人組織の頂点にある者として動員」したと評価するためには同じ要素を見出す必要がある。本節では摂関家私邸競馬にも天皇・院の競馬と同じ要素が見られるのか、摂関家が自らの私的な競馬に国家機構・国家財政を駆使し得たのかを考察する。主な論点は国家機構の一部である近衛府の運営関与と経費・物品調達のあり方である。

摂関家私邸競馬の記事の多くは摂関期であり、『小右記』にその多くが記述されている。記主の藤原実資は右大将であり、前々節でとりあげた様に天皇行幸競馬における近衛府の運営準備に関する記事はあるのだが、一方で摂関家私邸競馬に関する近衛府の運営準備を示す記事は見つからない。もちろん特に大将の決裁を必要とせず、年預官人によって準備が進められた可能性もあるのだが、近衛府が官司として組織的に運営に関与しなかった可能性も考えられる。

競馬当日の次第を見ると、行幸・御幸競馬では近衛官人が担っていた競馬奏を源道良、藤原為房といった摂関家の家司がおこなっている事例が見られる。形式は乗尻夾名が家司に下されるだけの簡略

化されたものである。院の内競馬と同様に近衛次将が乗尻夾名を下されたのは、管見の限り、永祚元（九八九）年の兼家邸競馬において藤原公任・伊周の事例ぐらいである。当日に参列しているからといって彼らが院御幸競馬と同様に近衛次将としての立場で乗尻夾名を下され、競馬の開始を下知しているのかは判断できない。当日の次第にのみ近衛次将をあたらせ、行幸競馬に擬えたと考えられる。特に伊周は兼家の孫にあたり、その立場は摂関家の家政機関に近いものがある。

近衛府の運営関与記事が無いので、天皇行幸・院御幸競馬で近衛府が担った役割を摂関家私邸競馬で誰が担ったのかを検討し、近衛府の運営関与の有無をはかる傍証としたい。前述した様に近衛府は行幸・御幸競馬では、念人の催促、乗尻の選定、馬の試走、乗尻装束の調達、酒肴の準備などの役割を担っていた。

まず、念人の催促であるが、長徳三（九九七）年に右近馬場で道長が催した競馬では、「左府家司・厩司」を左右念人としたとある。³⁵⁾道長の家司・厩司を念人に指名したのは道長と考えるのが自然である。運営に従事した家政機関職員が念人を兼任したと考えられる。治安二（一〇二二）年の高陽院競馬の場合、藏人頭二人によって殿上で念人が定められたとされる。³⁶⁾『小右記』のこの日の記事は意味のとりづらい部分があり、解釈が難しいが、少なくとも近衛府の関与は見ることができない。この様に摂関家私邸競馬における念人の催促に近衛府が関与した様子は見られない。

乗尻の選定であるが、前述した様に乗尻の多くは参列公卿の隨身であり、主人を通して隨身たちを乗尻として動員することは可能であったと思われる。治安二(一〇二二)年の高陽院競馬では、実資の隨身高扶武が出走して見事に勝利し、「頗有_レ面目_二、上下感歎_一」であった。³⁷⁾ それに先立つ一三日の馬の試走に実資は馬と騎者を貸している。³⁸⁾ 「隨身秋任」を「相副」_一えたとされているので、騎者とはこの秋任であろう。撰関家は主人を通してその隨身を試走に従事させているのである。当日の乗尻高扶武も主人実資から競馬奉仕を命じられたのであろう。なおこの馬の試走に近衛府が組織的に関与した様子は見られず、他の私邸競馬の例にも見られない。

必ずしも隨身とは確認できない乗尻の催促については、宇治離宮祭の例が参考になる。宇治離宮祭は毎年五月八日におこなわれる宇治離宮社の祭礼であり、流鏑馬・競馬・その他の雑芸が催された。³⁹⁾ 撰関家は毎年、政所から御幣を送り、隨身を乗尻として祭礼に派遣しており、時には自ら見物に赴いていた。⁴⁰⁾ 中込氏は撰関家は主催者ではなく、見物人の立場であったとし、野口実氏は撰関家が宇治の郷民の祭りを氏長者が奉幣する藤原氏主導の祭礼としたとされる。⁴¹⁾

「宇治下人祭_レ之」とされることや競馬を奉納するのが「真木島住人」・「宇治住人」であること、⁴²⁾ 必ずしも毎年、氏長者が祭礼を見物するわけではないことから撰関家を主催とするのは疑問である。宇治離宮祭は宇治・真木島住人の在地祭礼であり、撰関家はその後援者として隨身を派遣し、京の洗練された競馬を宇治・真木島住人

の前で披露させたと解した方が良いと思われる。「執政所抄」によると宇治離宮祭には乗尻四人を派遣することとなっており、「御隨身等中、当時無_レ障者勤_レ之、若有_レ障者召_二本府_一」とある様に隨身に障りが有る場合は、近衛府より乗尻を召すこととなっていた。⁴³⁾ 文治二(一一八六)年の宇治離宮祭では「余隨身下臈二人(不足四人召_レ府例也)、勤之定例也」とあり、乗尻六人を隨身二人、本府官人四人が勤めることが定例とされていた。こうした宇治離宮祭への本府官人召集と同様に、撰関家私邸競馬においても、撰関家家政機関から近衛府に本府官人の派遣が要請されたと思われる。宇治離宮祭では乗尻の用いる乗尻装束・馬は撰関家が用意しており、後述する撰関家私邸競馬における乗尻装束・馬の調達方式とも共通していた。

競馬と同時にこなわれる騎射の射手の選定についても近衛府の関与がかいま見れる。長徳三(九九七)年の騎射の射手について「左右近官人三以上騎射」という基準で選定されている。⁴⁶⁾ これは行幸で催される騎射の射手の選定基準と同じものである。⁴⁷⁾ 射手の技量を把握しているのは近衛府なので、撰関家側から近衛府に照会がなされたと思われる。その照会結果をもとに近衛府から射手となる近衛官人が撰関家に派遣されたのであろう。

次に乗尻装束・酒肴料の調達方式に注目する。これらは撰関家私邸競馬の財源にも関わってくる。撰関家私邸競馬の乗尻装束調達方式については明確に示した史料は見つからないため、撰関家の他の行事を参考にした。

撰関春日詣において競馬がおこなわれることがあった。長保元（九九九年）、春日詣に先だつて土御門殿馬場で予行演習の競馬が二回おこなわれた。⁴⁸⁾二月二五日の競馬では「競馬装束新調令」着、乗尻等馳_レ馬」とされ、道長が競馬の乗尻装束を新調し、乗尻に着用させて馬を走らせたとされている。院政期の天永二（一一一一）年の春日詣の場合には、春日詣から帰京後に「競馬乗尻各装束持来」とされ、乗尻装束が撰関家に返却された。⁴⁹⁾乗尻装束の返却先が撰関家ということは、乗尻装束を作る際に経費を負担したのが撰関家であったことを示している。春日詣に際しては、撰関家が乗尻装束の料物を負担して加工し、装束を競馬の乗尻を勤める近衛官人たちに貸与し、装束は後日、撰関家に返却されたのであった。

また、石清水八幡宮詣で競馬乗尻装束を八幡宮に施入した事例がある。⁵⁰⁾撰関家が乗尻装束を自弁したからこそ施入が可能になるのである。近衛府などから借用した場合、勝手に施入することはできない。

こうした神社に奉納する競馬は神々に願をかけておこなわれるものである。⁵¹⁾春日詣や八幡詣で競馬の願主であり、奉納主体である撰関家が乗尻装束加工の経費を負担するのは当然である。⁵²⁾撰関家が競馬の乗尻装束など関連物品を保有していたのは、前述した通りである。撰関家私邸競馬の主催者は撰関家であり、この場合も撰関家が乗尻装束を用意していたと考えて良いと思う。

また、前述した様に乗尻が随身の場合はその主人が乗尻装束を用

意することがあった。競馬の乗尻装束は主催者と参列者が用意していたのである。主催者と参列者による負担は、競馬の饗饌の場合にも見られる。

競馬の饗饌準備については、まず長徳三（九九七年）の右近馬場における競馬の場合を見よう。⁵³⁾この日は「先馬場献_二酒肴_一、次左府有_二饗饌_一」とされ、「献_二酒肴_一」の主体はよくわからないが、左大臣道長が饗饌を用意したことはわかる。「馬場」に献じた酒肴は乗尻たちが飲食したのであろう。また、「右大臣・左大将・左衛門督・左大弁・宰相中将出_二破子_一、自余人々不出_二馬・破子等_一」とされ、右大臣以下五人の参列者が破子に食物を入れて持ち寄ったこと、他の参列者は食物を持参していないことがわかる。「馬場献_二酒肴_一」の主体は彼ら参列者かもしれない。

永祚元（九八九）年の撰政兼家主催の競馬では、四月二五日、二八日に競馬がおこなわれた。⁵⁴⁾二八日には「丞相以下諸大夫以上皆負方設_レ饗、撰政不用_二前物_一」とある様に兼家の命で二五日の負方が饗宴を設け、兼家は設けなかった。二八日に「撰政不用_二前物_一」と注記しているということは、二五日の競馬では兼家が「前物」を設けたということだろう。

この様に競馬の饗饌には主催者の饗饌準備と参列者の食物持参の両方が見られる。競馬饗饌は乗尻装束と同様に主催者と参列者の双方による負担であった。主催者準備の饗饌は撰関家の家政機関によって設けられていたと思われる。

乗尻装束・饗饌は主催者と参列者の負担であったが、出走馬もそうした性格があった。参列公卿の出馬の事例、または撰関家から公卿に馬に贈り、その馬を競馬に持参する様に命じた事例などが見られる。競馬の出走馬も撰関家の馬と参列者の馬で構成されていたのである。

以上検討した様に、行幸・御幸競馬では近衛府が担っていた運営上の役割は基本的には撰関家政機関が担っていた。また、乗尻装束、饗饌、馬など必要な物品は主催者である撰関家と参列する公卿たちの負担で調達されていた。家政機関を中心とした運営と撰関家・参列者による経費負担というこのふたつの性格は、撰関家私邸競馬が撰関家の私的な行事であったことを示している。近衛府は撰関家より要請を受け、府の保管資料に基づいて隨身以外の乗尻、射手を選定し、撰関家私邸に派遣する形で関与していた。一見して撰関家が自らの家の行事のために国家機構を私的に動員したようである。しかし、これを撰関家による官司の私的動員と捉えるのは疑問である。この場合、近衛府は経費負担をしておらず、派遣された乗尻・射手には饗饌・禄が与えられる。撰関家は饗饌・禄を用意して乗尻・射手の奉仕を求める立場である。こうしたあり方は技能官人が個人的に公卿に奉仕して反対給付として禄を得るのにも似ており、⁵⁷⁾近衛府が反対給付と引き替えに競馬・騎射のサービスを撰関家に提供しているのだと解釈できる。近衛府が撰関家に乗尻・射手を派遣するのは、近衛府が権門からのそうした要請に応えるという職掌を

持っていたためであろう。⁵⁸⁾これは撰関家が近衛府に対して指揮・命令関係にあつてその権限を行使したわけではない。たとえば近衛府は石清水八幡宮、北野社の祭祀に相撲人を派遣しているが、⁵⁹⁾石清水や北野社が近衛府を私的に動員したとは解釈できないだろう。撰関家私邸に近衛府が乗尻・射手を派遣するのもそれと同じことである。

この様に撰関家は無制限に国家機構や国家財源を駆使し得るわけではなく、国家機構・国家財政を駆使して競馬を主催した天皇・院とは異なる性格を持っていた。先行研究における、天皇の競馬を撰関家が代行するという評価、競馬の主催者が撰関家から院に移るという評価は、その運営の内容が異なることに留意しなければならぬ。宮廷社会において競馬の主催者として天皇↓撰関家↓院という順番で見えてくるのは認められる。撰政・関白はあくまで臣下であり、天皇・院とは並列に捉えるべき存在ではないことが競馬の主催方式に見える。

おわりに

近衛府は主催者に応じて競馬の運営に様々な形で関与していた。天皇行幸の場合と院御幸の場合の近衛府による競馬運営形態はほぼ同じである。院政期の御願寺仏事では、天皇主催、院主催に関わり無く、行事運営の中心である官務・局務とその下の諸寮司は運営に従事しており、官務・局務・綱所による仏事運営の「請負」が御

願寺仏事を支えていたとされている。⁶⁰⁾これと同じ様に近衛府も天皇・院のもとで競馬運営を請け負っていたと解釈して良いだろう。

摂関家私邸競馬の場合は、摂関家の家政機関の要請に応じて近衛府が乗尻や射手を派遣した。競馬の経費・物品は主催者の摂関家と参列者が負担しており、饗饌や纏頭などを反対給付とした近衛府による権門へのサービス提供の一種であった。天皇・院とは違う形であるが、近衛府は摂関家私邸競馬の運営に関与していた。近衛府は天皇・院以外の摂関家などの諸権門や寺社に対しても儀礼演出機関として機能していたが、それは摂関の指揮・命令によって私的に動員されたのではなかった。

念人の催促、乗尻の選定、必要物品の調達などの競馬の運営実務は近衛府保管の文書を基にしておこなわれていた。近衛府が競馬運営が請け負うことができたのはこうした文書の蓄積に依るところが大きい。こうした点も官務や局務との共通点である。平安時代の近衛府を官司請負制の中で捉える必要があると思われる。

注

- 1) 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会一九八五年。
- 2) 下向井龍彦「書評笹山晴生著『日本古代衛府制度の研究』」(『法制史研究』三七号 一九八七年)。
- 3) 鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察」(『史学研究』一九九号 一九九三年)。以下、鳥谷氏の見解は全てこれによる。
- 4) 高橋昌明「武官系武士から軍事貴族へ」、「武士発生論と武の性格・機能をめぐって」(『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会 一九九九年)。
- 5) 大日方克己「五月五日節」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館 一九九三年)。
- 6) 中込律子「摂関家と馬」(服藤早苗編『王朝の権力と表象』森話社 一九九八年)。以下中込氏の論は全てこれによる。
- 7) 鴫田泉「流鏑馬行事の成立」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』四〇号 一九八七年)、「流鏑馬行事と鎌倉武士団」(『芸能史研究』九九号 一九八七年)。
- 8) 高橋昌明「鶴岡八幡宮流鏑馬行事の成立」(『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会 一九九九年)。
- 9) 河音能平「若狭国鎮守二宮縁起の成立」(『中世封建制成立史論』東京大学出版会 一九七一年。初出は一九七〇年)。
- 10) 競馬の中で披露される馬芸については近衛官人個人と競馬との関係を論じる別稿で取り上げる予定である。
- 11) 『小右記』長和二一〇一三)年八月二七日条。
- 12) 『小右記』長和二一〇一三)年九月七日条。
- 13) 『小右記』長和二一〇一三)年九月九日条。
- 14) 『小右記』長和二一〇一三)年九月一〇日条。

- 15) 『小右記』長和二(一〇一三)年九月一三日条。
- 16) 『小右記』長和二(一〇一三)年九月二一日条。
- 17) 近衛府政所については鳥谷前掲論文を参照。
- 18) 『小右記』長和三(一〇一四)年四月二四日条。
- 19) 『小右記』長和三(一〇一四)年五月二六日条。
- 20) 『小右記』長和三(一〇一四)年五月二二日条。
- 21) 『小右記』長和三(一〇一四)年四月二四日条。
- 22) 『小右記』長和三(一〇一四)年四月二四日条。
- 23) 『殿暦』康和四(一一〇二)年閏五月一〇日条。
- 24) 行幸競馬と院の内競馬とのこうした相違点は、「公家沙汰」と「院中沙汰」という運営形態の違いに由来すると思われる。「公家沙汰」と「院中沙汰」については、井原今朝男『日本中世の国政と家政』(校倉書房 一九九五年)、遠藤基郎『中世王権と王朝儀礼』(東京大学出版会 二〇〇八年)を参照。
- 25) 『山槐記』永暦元(一一六〇)年九月二〇日条、『葉黄記』宝治元(一一二四)年五月九日条など。
- 26) 拙稿「城南寺祭の基礎的考察」(『九州史学』一五五号 二〇一〇年)。
- 27) 『山槐記』永暦元(一一六〇)年九月二〇日条では、左近は秦兼弘、右近は中臣重近が乗尻の召集、装束の分配をおこなっており、行事担当の近衛官人と思われる。なお彼らは当日の乗尻ではない。
- 28) 『山槐記』永暦元(一一六〇)年九月二〇日条には競馬の埒の部分に「府沙汰者」と記述されている。
- 29) 詳細は拙稿「城南寺祭の基礎的考察」(前掲)参照。
- 30) 院政の特徴として院宣で旧来の太政官機構を動かすことが言われている。鈴木茂男「古文書学的に見た院政」(『図説日本文化史 大系5平安時代(下)』改訂新版月報五 一九六六年)参照。
- 31) 遠藤基郎氏は権門による官司の私的動員が存在したとしている。遠藤基郎『平安中後期の家産制的儀礼と朝廷諸部局の動員』(五味文彦編『中世の空間を読む』吉川弘文館 一九九五年)参照。
- 32) 『後二条師通記』寛治七(一一〇九)年四月二七日条。
- 33) 『殿暦』永長元(一一〇九)年四月二七日条。
- 34) 近衛将の参列自体は『小右記』治安二(一一〇二)年五月二六日条、『後二条師通記』寛治七(一一〇九)年四月二七日条、『殿暦』永長元(一一〇九)年四月二七日条などに見られる。
- 35) 『小右記』長徳三(九九七)年五月一日条。
- 36) 『小右記』治安二(一一〇二)年五月二三日条。
- 37) 『小右記』治安二(一一〇二)年五月二六日条。
- 38) 『小右記』治安二(一一〇二)年五月二三日条。
- 39) 『中右記』長承二(一一三三)年五月八日条、同三年五月八日条
- 40) 『殿暦』天永三(一一二二)年五月八日条、同永久四(一一二六)年五月八日条など。
- 41) 野口実「中世前期における宇治の軍事機能について」(『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』二二号 二〇〇九年)。

- 42) 『中右記』長承二(一一三三)年五月八日条。
 43) 『執政所抄』八日、宇治離宮祭事。
 44) 『殿暦』永久四(一一一六)年五月八日条。
 45) 『殿暦』天永三(一一二二)年五月八日条。
 46) 『小右記』長徳三(九九七)年五月一日条。
 47) 『小右記』長和二(一一〇三)年九月一日条。
 48) 『御堂関白記』長保元(九九九)年二月二〇日条、同二五日条。
 49) 『殿暦』天永二(一一二二)年二月一九日条。
 50) 『小右記』寛仁元(一一〇一)年九月二四日条。
 51) 『中右記』永長元(一一〇九)年五月一日条など。
 52) なお賀茂社が競馬を催す場合、その経費は社領から支出される。室町時代の事例だが「競馬会装束料段銭」が賀茂社領に賦課されていた。『大徳寺文書』文明九(一四七七)年五月一日幕府奉行連署奉書参照。
- 53) 『小右記』長徳三(九九七)年五月一日条。
 54) 『小右記』永祚元(九八九)年四月二五日条、同二八日条。
 55) 『小右記』長徳三(九九七)年五月一日条。
 56) 『小右記』長保元(九九九)年一月一九日条、同二〇日条。
 57) たとえば陰陽寮官人は占術・祭祀などの奉仕をおこない、禄を得ていた。山下克明「陰陽家賀茂・安倍両氏の成立と展開」(『平安時代の宗教分化と陰陽道』磐田書院 一九九六年)一四七〜一四八頁参照。また、下向井龍彦氏は明経道の技能官人の禄給付
- による公卿への個人的奉仕について想定している。下向井龍彦「明経生中原師重の明経得業生進学をめぐる」(『日本歴史』七二七号 二〇〇八年)参照。
 58) 官司の職掌としての活動と私的動員との相違については、渡邊誠「大臣大饗と太政官」(『九州史学』一五六号 二〇一〇年)八〇頁参照。
 59) 『山槐記』永暦元(一一六〇)年七月八日条。
 60) 菅真城「院政期における仏事運営方法」(『史学研究』二二五号 一九九七年)。

The Japanese Imperial Guards and the Ancient Horse Race (競馬)

Takumi SAITOU

The Japanese Imperial Guards were managing the ancient horse race. The rider of this race was the Japanese Imperial Guards' stuff. In the Nara period, the horse race and target practice were held on May 5. In the Heian period, the horse race was held by the emperor's outing at any time.

The Japanese Imperial Guards were managing the horse race of the emperor outing. The Japanese Imperial Guards chose the rider from the stuff of the Japanese Imperial Guards. Moreover, the Japanese Imperial Guards supplied required goods, such as clothes and lunch. These required goods were outlaid from national finance.

The horse race was held by the retired emperor outing. The retired emperor's office made the Japanese Imperial Guards manage this race. Moreover the Japanese Imperial Guards supplied required goods from national finance.

The regency held the horse race at the house. The regency's office were managing this race. The required goods of the horse race like clothes or lunch were outlaid from the homestead right of regency. The Japanese Imperial Guards were not greatly concerned with management of the horse race of regency.